

# 市町村による独自処理予定量の取扱いについて

令和5年9月26日

資源循環経済課

# 前回容器包装リサイクルWGで頂戴したコメントへの対応方針（案）

- 前回容器包装リサイクルWGにて以下のコメントをいただいた。

「紙製容器包装のみ、分別収集見込総量から、市町村の独自処理予定量を差し引いたとあるが、他の容器包装では差し引かないのか。」

## 現状

紙製容器包装のみ分別収集見込総量から、市町村の独自処理予定量を差し引いている。

特定分別基準適合物	R5年度の分別収集見込総量 (7)	R5年度の再商品化見込量 (イ)	(7)、(イ)のうちいずれか少ない量を基礎として算出した量	特定事業者責任比率 (A)	R5年度の再商品化義務総量 (B)
	千トン	千トン	千トン	%	トン
ガラスびん（無色）	265	156	156	96	149,760
ガラスびん（茶色）	210	160	160	88	140,800
ガラスびん（その他の色）	198	205	198	92	182,160
PETボトル	334	640	334	100	334,000
紙製容器包装	94	304	19 *	99	18,810
プラスチック製容器包装	753	1,309	753	99	745,470

(\*)：分別収集見込総量から、環境省が調査した市町村独自処理（75千トン）を差し引いた量

出典：第28回容器包装リサイクルWG 資料2

## 対応方針（案）

紙製容器包装と同様に、他の容器包装についても、分別収集見込総量から市町村の独自処理予定量を差し引いたものと、再商品化見込量を比較し、いずれか少ない量を基礎として再商品化義務総量を算定することとする。

# 特定分別基準適合物ごとの分別収集見込量と指定法人引渡実績の比較結果

- 再商品化見込量（①）と、分別収集見込総量（②）から独自処理予定量（③）を差し引いた値（④）を比較した結果、「①と④のいずれか少ない量」の値が、協会引取実績により近い値となるものが多かったことから、分別収集見込総量から独自処理予定量を差し引くことは、合理的と考えられる。

(単位：千トン)

年度	項目/素材	ガラスびん無色	ガラスびん茶色	ガラスびんその他	PETボトル	紙製容器包装	プラ製容器包装
R1	①再商品化見込量	176	158	151	384	259	1461
	②分別収集見込総量	314	257	198	290	115	759
	③独自処理予定量	200	139	60	91	83	57
	④②から③を除く	114	118	138	199	32	702
	①と④のいずれか少ない量	114	118	138	199	32	702
	協会引取実績	98	101	129	217	21	655
R2	①再商品化見込量	184	156	123	413	205	1016
	②分別収集見込総量	287	230	191	312	100	726
	③独自処理予定量	181	124	57	93	70	45
	④②から③を除く	106	106	134	219	30	681
	①と④のいずれか少ない量	106	106	123	219	30	681
	協会引取実績	98	99	138	227	20	681
R3	①再商品化見込量	181	152	132	416	205	1014
	②分別収集見込総量	282	228	192	313	100	726
	③独自処理予定量	180	123	57	93	70	45
	④②から③を除く	102	105	135	220	30	681
	①と④のいずれか少ない量	102	105	132	220	30	681
	協会引取実績	97	99	139	237	20	686
R4	①再商品化見込量	178	149	131	416	205	1016
	②分別収集見込総量	280	225	191	314	101	728
	③独自処理予定量	179	122	57	93	70	44
	④②から③を除く	101	103	134	221	31	684
	①と④のいずれか少ない量	101	103	131	221	31	684
	協会引取実績	95	99	133	220	20	682

## (参考) 紙製容器包装の独自処理量の取扱い

### 第8回容器包装リサイクルWG（平成15年開催）

- 紙製容器包装については、市町村分別収集量に占める市町村独自処理量の割合が大きい等の理由により、容器包装リサイクル法施行当初より分別収集見込量と指定法人引取実績量の間に大きな乖離が生じていた。
- 一方、平成12年度～平成14年度までの間、国は分別収集見込量に特定事業者責任比率を乗じた数値を再商品化義務総量と定めていたが、指定法人は、当該義務総量に基づき事業計画を策定するため、結果として、指定法人が特定事業者から過大に再商品化委託料を徴収する要因となっていた（過大徴収分は、次年度以降精算）。
- このため、平成15年度より、指定法人が特定事業者から過大な再商品化委託料を徴収しないようにすることを目的として、分別収集見込量から環境省が調査した市町村独自処理見込量を差し引いた量に基づき再商品化義務総量を算定することとしている。